

目黒区地域福祉審議会会議録

名 称	令和4年度第3回目黒区地域福祉審議会
日 時	令和4年12月7日（水）午後6時～8時
会 場	総合庁舎本館地下1階 第18・19会議室
出席委員	石渡会長、北本副会長、平岡委員、西村委員、岩崎（ふ）委員、松原委員、徳永委員、長崎委員、脇山委員、吉田委員、寺田委員、内川委員、王委員、岡村委員、我妻委員、稻生委員、内海委員、高井委員、南部委員
欠席委員	中島委員、香取委員、今井委員、松崎委員、島崎委員、岩崎（香）専門委員
区側職員	竹内健康福祉部長、石原健康推進部長、田中子育て支援部長、田邊健康福祉計画課長、堀内健康推進課長、橘保健予防課長、保坂福祉総合課長、相藤介護保険課長、高橋高齢福祉課長、田中障害施策推進課長、岩谷障害者支援課長、大塚子育て支援課長、松尾子ども家庭支援センター所長、寺尾教育指導課長、山内教育支援課長
傍聴者	なし
配布資料等	資料1 計画改定専門委員会の検討状況について 資料2 第1回及び第2回計画改定専門委員会配付資料 資料3 第1回及び第2回計画改定専門委員会における主な意見 資料4 第2回地域福祉審議会に係る後日寄せられた意見等 資料5 今後の予定について <ul style="list-style-type: none"> ・第2回地域福祉審議会会議録（案） ・第1回地域福祉審議会会議録 ・委員名簿・区側出席者名簿 ・座席表 ・ご意見等記入用紙
会議次第及び主な発言	<p>1 開会 委員の19名が出席しており、定足数を満たした。 事前配付資料及び当日配付資料の確認を行った。</p> <p>2 計画改定専門委員会の検討状況について</p> <p>会長 計画改定専門委員会は10月、11月に2回開催し、付託事項について検討を進めてきた。委員会の検討状況及び「付託事項I 各計画の基本理念」について、事務局から報告する。</p> <p>健康福祉計画課長 (資料1及び資料2のI-1により説明)</p> <p>介護保険課長 (資料2のI-2により説明)</p> <p>障害施策推進課長 (資料2のI-3により説明)</p> <p>会長 意見・質問等はあるか。</p> <p>副会長 介護保険事業計画の今後の方向性について、老人福祉法の対象部分、低所得であるとか孤立や住まいといった部分についての言及がないが、これらは介護保険事業計画とは別のところで対応するということか。</p> <p>健康福祉計画課長 介護保険事業計画は基本的には介護保険に関する計画であり、今後の介護保険に関するサービス料や介護予防についての考え方などを定めるものである。ご質問の事項については、保健医療福祉計画が地域福祉計画でもあり、老人保健福祉計画もあるということで、そこに盛り込んでいる。今後もその予定と考えている。</p> <p>委員 地域共生社会の実現に向け、公的支援制度の狭間について公としてどういう支援をしていくのかが全体的に弱い感じがする。</p>

	<p>健康福祉計画課長 公的支援をしっかりと行っていくという考えは、今後もその予定である。課題が複雑化、複合化している中で、地域共生社会の中でも低所得の方、ひきこもりの方、ヤングケアラーと様々な課題を抱えた方たちに対応していくけるものにしたいと考えている。</p> <p>委員 具体的全体的な体系の中で、十分な記述をお願いしたい。</p> <p>健康福祉計画課長 計画は、地域福祉審議会の議論を経ていただいた答申を受けて、区が改定していく予定である。審議会の議論の中でいただいた意見や区の考え方を含めて検討を進めていきたい。</p> <p>会長 基本理念については、第5回の計画改定専門委員会において審議する予定である。付託事項Ⅰについては、一旦、ここまでとする。</p> <p>次に「付託事項Ⅱ 福祉分野の重点事項について」を議題とする。事務局から資料を説明する。</p> <p>健康福祉計画課長 (資料2のII-1、1-(1)及び資料3により説明)</p> <p>会長 計画改定専門委員会でも多様な意見をいただいている。これからの方針なども見えてきているかと思うが、お気づきの点などあるか。</p> <p>副会長 11ページの16行目以降、「生活支援体制整備事業の効果的な推進」の2項目に関して、この文章では、生活支援コーディネーターとコミュニティ・ソーシャルワーカー(CSW)は別の人たちが連携して取り組むことが効果的であると読める。目黒区では一人の人がこれらの役割を兼務して効果的に進めていると思うが、この記載は実態を表しているものなのか目指すべき方向性なのどちらなのか。</p> <p>健康福祉計画課長 確かに両方に読める。現状としては、他自治体でも兼務で行っているところが多いが、どちらか一方だけのところもある。個別課題も重要だし、地域課題も重要だ。どちらの仕事にウエイトを置いていくのか、社会福祉協議会と検討していきたい。</p> <p>会長 社会福祉協議会の立場からはどうか。</p> <p>委員 令和3年度に体制をスタートさせた。まだ過渡期である。早い自治体では、CSWを置いて10年以上経つところもあり、それなりに成果を出していると聞いている。今後も区と連携して対応していきたい。</p> <p>副会長 生活支援コーディネーターとCSWの業務比率は、その時々の問題・課題によって変わるものだ。目黒区では生活支援コーディネーターとCSWは兼務で行い、その時々で適宜個別支援をしながら地域づくりも行うことで、メリットを最大限していくという方向性もあり得るだろう。</p> <p>健康福祉計画課長 国が平成27年の介護保険制度の改正の中で生活支援体制整備事業を打ち出しているため、区としては介護保険事業として生活支援体制整備を行う必要がある。一方で、CSWについては、介護保険ではなく一般会計の事業である。そのため、どちらに何人と指定する必要が生じている。</p> <p>副会長 国が縦割りをやめないとダメということか。重層的支援体制整備事業をきっかけに、各自治体の裁量でうまくやっていける方向性が出せるとありがたい。国に意見を上げる機会があったら、そういう方向性を持っていきたいと思う。</p> <p>会長 続いて、14ページ「II-1-(2)誰もが安心して地域で暮らせる社会の推進」について、事務局から説明する。</p> <p>福祉総合課長 (資料2のII-1-(2)及び①~③により説明)</p> <p>健康福祉計画課長 (資料2のII-1-(2)④及び資料3により説明)</p> <p>福祉総合課長 (資料2のII-1-(2)⑤により説明)</p> <p>健康福祉計画課長 (資料2のII-1-(2)⑥・⑦及び資料3により説明)</p> <p>会長 新しい狭間の課題やさらに力を入れていく課題などの説明があつたが、委</p>
--	--

員の意見をいただきたい。

委員 「① 生活困窮者自立支援の充実」の【自立支援の実績・現況】16ページの4行目以降で、「社会福祉協議会の生活福祉資金（緊急小口資金、総合支援資金）の特例貸付の申請が令和4年9月末で終了したことにより、応急福祉資金の相談の増加が予想される。」と指摘している。これは全国的に問題になっており、返済期限が来ても返済できないケースが増えている。家計改善支援については、取組の方向性の中で触れられていくと思うが、就労支援の部分があまり触れられていないように思える。現在どのような状況か説明願いたい。

2点目として、参考資料5について、2ページ目の（3）、（4）に論点が挙げられている。「（3）就労支援のあり方」では、労働行政の支援策のさらなる活用や、ハローワーク以外の商工労働施策等との連携を積極的に進めていくことが重要である。これは福祉行政の枠を超える新しい課題になるかと思うが、これらも含めて取り組んでいることがあれば教えてほしい。

福祉総合課長 生活福祉資金の貸付については、一部報道によると3割程度が免除の申請をしているという。免除は対象が厳格に決まっているが、実際には、免除には該当しないが返済は厳しいということで相談に来ているケースもあり、社会福祉協議会と連携して猶予なり少額の返済なりにつないでいる。

2点目について、いわゆる家計改善支援事業、就労準備支援事業、子どもの学習支援・生活支援事業においては、本区では平成27年の法施行時から行っている。地方の小規模自治体では、このような任意事業、特に家計改善支援事業は実施が困難なところもあり、国は次の法改正において義務化するという報道もなされている。

借入については、返済して終了するのが一番望ましいが、体調を崩したり、高齢でなかなか働き口が見つからない等の問題があり、すぐに就労につながらない方もいる。本課の窓口では、就労支援員も配置しており、できるだけ就労につながるように、1階のワークサポートめぐろに職員が同行するなど、引き続き支援を行っていきたいと考えている。

委員 応急福祉資金の貸付を機に、生活基盤が脆弱な方の課題が表面化してきており、就労準備支援や家計改善支援等、多面的な支援を行っている状況にあることを捉えるべきではないかと思った。

委員 16ページの上から6行目の社会福祉協議会の生活福祉資金の特例貸付は、新型コロナ対策の特例窓口のことであるが、返済の方は都道府県の社会福祉協議会が担当している。返済は来年1月から始まるので、課題はこれから出てくると考えている。返済できないで困っている方への支援はこれからである。

会長 生活福祉資金に関しては、区としても多面的な支援が求められてくるのだろう。これから新しい課題になっていくのかと思う。

副会長 27ページ、28ページの子どもの虐待防止について。このところ、保育士による虐待が問題となっている。この記載内容は、保護者による虐待が中心で、保育士による虐待の部分が弱い。もう少し触れたほうがいいのではないか。

また、高齢者の権利擁護について、オレオレ詐欺等の特殊詐欺は、認知症でなくとも誰もが被害者になり得る。高齢者の財産を守るという内容を入れてはどうか。

会長 児童虐待防止法では保護者による虐待のことしか規定していない。保育士による虐待について目黒区はどう対応しているのか。

子育て支援課長 現在報道されている保育士による虐待について、本来は児童福祉法に基づき保育所の監査体制の中で防止していく枠組みになっている。役割分担上は、都道府県事務である。区としては、子ども・子育て支援法の枠組みを

使って防止していく体制をとっている。

今回の虐待事件を受けて、区では、保育園の園長や児童館の館長、学童保育クラブの職員等が集まる機会を捉えて、子どもの権利を守る観点から、改めて処遇を見直すように呼びかける等の取組をしている。

会長 児童福祉法の改正では、子どもの権利擁護が打ち出されている。目黒区独自のシステムを作っていただけだと思う。

委員 29ページの「⑦ 災害時要配慮者支援の推進」について、福祉避難所の防災訓練はどこまで進んでいるのか。町会・自治会との協定は結んでいるというが、具体的にはどのように作業が進んでいるのか教えてほしい。

健康福祉計画課長 福祉避難所には、高齢者施設、障害者施設、保育園の合計23か所が指定されている。高齢者施設では、特別養護老人ホームは24時間施設なので、避難訓練は各施設が行っており、運営マニュアルもある。

障害者施設については、スマイルプラザで11月5日にスマイルフェスタを開催した際に、児童館、障害者通所施設、消防が協力して防災訓練を行った。

子育て支援課長 福祉避難所としての保育所は、災害時に身寄りが分からぬ子どもが発生したときに一時的に預かる機能を有する。区立保育園の中から5か所を指定しており、液体ミルク等を備蓄している。

障害施策推進課長 障害者施設では、区立の通所施設及び第四中学校跡地の施設との間で福祉避難所の協定等を締結しており、必要な物品の備蓄等も行っている。

会長 ほかにお気づきのこと等、意見を伺いたい。

委員 虐待とか困っていることがあるが、虐待するパターンとか、困っている人の心の中や考え方を理解したら、解決につがなっていくのかなと思う。人をよく理解することが大事だ。

災害は来なければいいのだが、いつどこに来るかわからない。避難や予防について考えてもきりがないが、できることではないと思う。

会長 災害はいつ来るかわからないから、備えが大事だ。

委員 17ページの「②住まいの確保」に関連して、身体に障害がありひとり暮らしをしている方が新しい住まいを探しているが、なかなか見つけられない。区営住宅を希望しても、一般枠での抽選対象になるため、当選できる確率はとても低い。もっときめの細かいサポートがあるといいと思うが、現在区はどのような取組をしているのか。

福祉総合課長 居住支援について、障害者の方の場合、買物や医療、介護の状況などご自身の生活環境をなるべく変えないで住宅を探す必要が生じてくる。

民間賃貸住宅は、貸す側と借りる側の双方の合意が必要だ。区では、居住支援協議会が家主側に働きかけ、障害者の入居への理解を求めている。

今月、協議会の第2回会合があったが、理解のある家主を増やしていくためのセミナー等区の取組を紹介した。本協議会は5月に立ち上がったばかりでまだ浸透していないが、根気強く働きかけを進めていきたい。

公営住宅などに関する個別の相談に対しては、活用できる制度の説明等きめ細かく行っているところである。

委員 民間賃貸住宅は貸主の考え方もあり、高齢者や障害者が入居することが難しい。都営住宅や区営住宅に、優先的に当選できるような特別枠をつくってもらえば入りやすくなるのではないか。

委員 高齢者やひとり親家庭の入居を支援する民間賃貸住宅の貸主登録制度があつたように思う。その利用状況はどうなっているのか。

福祉総合課長 国土交通省が行っている住宅セーフティネット制度のことであると思う。登録住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅）と専用住宅（住宅確保要配慮者のみが入居可能な住宅）の2パターンがあり、いずれも家主が登録す

る。専用住宅に登録すれば、例えば改修費や家賃の助成があるが、都市部では、あまり登録数が伸びず、目黒区の近隣では世田谷区に数件あるのみで、極めて少ない。

また、障害者に関しては、例えば精神疾患のある方については、長期入院者の地域移行につなぐための区独自の事業がある。

委員 病院の入院患者の地域移行事業等、要配慮者への支援は対象範囲が広がっていたり、住宅セーフティネット制度があるが、現状では登録戸数が少ない等、制度がうまく活用ができる状況には至っていないということか。

福祉総合課長 住宅セーフティネット制度は、登録住宅は必ずしも住宅確保要配慮者に貸さなくてもいい等、制度上の課題があり、特別区住宅主管課長会として国に改善を要望している。

会長 地域で安心して住み続けるために住宅は大変大きな問題である。これも新しい課題の一つだ。

委員 4点ほど思ったことがある。

1点目 目黒駅行政サービス窓口が12月で廃止になる。コンビニで印鑑証明書が取れるといつても、高齢者がどこまで行けるのか、マイナンバーカードを持っているのかなどの問題もある。施設の増減に関しても他部局と議論して考えていただきたい。

2点目 ヤングケアラーについて。この課題への対策を図ることができるのは、学校や教育委員会である。子どもの虐待で事件等が起きたときも、警察、学校、教育委員会、子ども家庭支援センターが協力して動いた。ヤングケアラーの課題に対しても、もっと教育委員会に働きかけるなど、福祉部門に頑張ってもらいたい。

3点目 災害時要配慮者支援について、災害時個別支援プランが何件できたとか言われてもよく分からない。もう少しフォローしていただけたらと思う。

最後に住宅問題について。都営、区営、URでも、高齢者への優遇措置等はあるはずなので、もう少しPRしてもらいたい。貸主側から言えば、区から貸主への金銭的な補助が行えないものか。いい施策をお願いしたい。

会長 様々な意見をいただいているが、所定の時間を過ぎたので終了としたい。意見については、事務局からご意見等記入用紙を配ってもらっているので、こちらに記入して、事務局へ提出願いたい。

3 今後の予定について

会長 事務局から説明する。

健康福祉計画課長 (資料5により説明)

会長 計画改定専門委員会は委員も傍聴できるので、お時間があれば参加をお願いしたい。

4 その他

特になし

5 閉会

会長 長時間にわたって貴重な意見をいただいた。本日はこれで閉会とする。